

國學院大學学術情報リポジトリ

フランスの学校図書館と情報活用教育・総合的横断学習

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 須永, 和之, Sunaga, Kazuyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000203

フランスの学校図書館と 情報活用教育・総合的横断学習

須永和之

1. はじめに：フランスの学校制度と学校図書館

筆者は2004年からフランスの学校図書館を調査研究してきた。すでに本誌『國學院雑誌』2004年6月号¹においてもフランスの学校図書館の発展と歴史的な経緯を叙述した。2015年3月から9月までの約6カ月間、國學院大學の国外派遣研究員としてレンヌ市にあるブルターニュ教職大学院ESPE de Bretagneへ赴き、「ドキュメンタリスト教員の養成」を主なテーマとして研究を行った。その成果の一部は『現代の図書館』vol.53 no.1²に「フランスのドキュメンタリスト教員の養成と採用」を標題として発表した。

本稿では、これまで発表した成果を踏まえながら、フランスで行われている情報活用教育、総合横断学習と学校図書館の今後の役割について考えたい。

年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
学年				CP	CE1	CE2	CM1	CM2	6	5	4	3	2	1	Ter
	就学前教育			初等教育					中等教育						
				義務教育											
学校	幼稚園 <i>École maternelle</i>			小学校 <i>École élémentaire</i>					コレージュ <i>Collège</i>				リセ <i>Lycée</i>		
学校 図書館	BCD <i>Bibliothèque Centre Documentaire</i>								CDI <i>Centre de Documentation et d'Information</i>						

表1. フランスの学校制度と学校図書館

フランスには乳幼児（2歳児まで）の託児所として保育園*crèche*があり、3歳児になると幼稚園（保育学校）*école maternelle*への通学が認められる。また排便の用を足せるようになれば、2歳児でも幼稚園に通うことができる。

義務教育は6歳から16歳（1959年に14歳から16歳へ延長した）である。小学校

école élémentaireは5年制である。幼稚園と小学校が同じ敷地に併設groupe scolaireされることがあり、両者を初等教育学校école primaireと呼ぶことがある。

以前、コース制であった中等教育は1975年のアビ改革以降、中等教育の第一段階は4年制の中学校collège（以下、コレージュとする）、第二段階は3年制の高等学校lycée（以下、リセとする）にそれぞれ一本化された。コレージュは総合的に教科を教えているが、リセには国民教育省所轄の普通科リセlycée général、技術科リセlycée technique、職業リセlycée professionnel、農業水産省所轄の農業リセlycée agricole、持続可能エネルギー省所轄の水産リセlycée maritime、防衛省所轄の国防リセlycée de la Défense（全国で6校が存在する）がある。フランスでは公立のコレージュとリセの入学試験が無く、通学圏のコレージュとリセに通学できる。同じ敷地にコレージュとリセが併設されることがある。コレージュとリセの併設校のことをcité scolaireと呼称する。たとえば、ブルターニュ地方のレンヌ市にあるエミール・ゾラ校である。

現在、フランスの学校図書館にはBCDとCDIがある³。幼稚園と小学校には図書館資料センターBCD Bibliothèque Centre Documentaireがあり、コレージュと各種のリセには資料情報センターCDI Centre de documentation et d'informationがある。

幼稚園と小学校のBCDは教職員が管理しており、BCD専任の教職員はいない。ただし、パリ市ではパリ読書センターCentre Paris lecture⁴で養成されたアニメーターanimateurという職員を幼稚園・小学校の学校図書館BCDへ派遣して読書活動・学習活動を行っている。それ以外の地域では、退職教員、保護者、近隣に住む作家や芸術家がBCDの協力者partenariatとして関わることもある。

一方、コレージュと各種のリセのCDIにはドキュメンタリスト教員documentaliste professeurが配置されている。ちなみに単にドキュメンタリストと言えば、シンクタンク、情報専門機関、あるいは専門図書館の専門職員を示す。そのため、本稿ではドキュメンタリスト教員とする。日本においては司書教諭に相当すると考えられるが、養成課程と配置状況が全く異なる。フランスのドキュメンタリスト教員と日本の司書教諭の違いについては次章で述べる。

2. フランスのドキュメンタリスト教員

1989年にドキュメンタリスト教員の中等教育学校教員資格^{カペス}CAPESが創設された。

フランスのドキュメンタリスト教員は1990年から2012年までは大学教員養成センターIUFM Institut universitaire de formation des maîtresで、2013年からは教職大学院ESPE École supérieure du professorat et de l'éducationで養成されてきた⁵。ESPEはフランス本土と海外県を含めた大学区に30ヵ所設置されているが、ドキュ

マンタリスト教員を養成しているのはおよそ20か所程度である。現在の教職大学院ESPEでは他の教科教員と同様に、大学3年間で学士号license取得後（Bac+3）、大学院の修士課程として2年間の養成課程がある。ブルターニュESPEでは、第1年次に550時間60単位の講義と1週間の観察実習・2週間の指導実習（それぞれ講義時間数と単位に含まれる）を受講履修する。学年末に教員採用資格の外部試験Concours externeを受験して、合格すると第2年次からは36週にわたる実務実習（週3日程度）の試補教員（インターンシップ）として採用されて、国庫から給与の支給を受ける。また、第2年次は240時間60単位（実務実習の時間は含まない）の講義を受講履修して、修士論文mémoireが課せられる。

教職大学院ESPE以外に、教員養成機関としては国立遠隔教育センターCNED Centre national d'enseignement à distanceがある。

それに対して、日本の司書教諭は教員免許状を取得、あるいは取得見込みを前提に、学校図書館司書教諭講習、放送大学、大学などの司書教諭課程での講義科目5科目10単位の受講後に、修了証書（資格に相当）が取得できる。日本で司書教諭の教育実習は無い。

フランスの教員採用は国家試験による。教員採用の国家試験には、上記のESPE在籍の大学院生およびESPE科目単位取得者が受験する外部試験のほかに、教員を含む現職公務員と3年以上服務経験のある軍人が受験する内部試験Concours interne、5年以上の民間企業での就労経験者が受験する第三試験Troisième concoursがある。小学校教員、あるいは中等教育学校の教科教員でドキュメンタリスト教員への異動を希望する場合は内部試験を受験できる。また、フランス以外のEU諸国の教育公務員・行政公務員も内部試験を受験する要件を満たしている。

フランスの私立学校のほとんどがキリスト教カトリック系の宗教学校である（わずかにプロテスタント系、イスラム系の宗教学校があり、宗教と無関係な私立学校も存在する）。公立学校と私立学校の教員は国家試験により採用される。すなわち公立学校であっても、私立学校であっても、フランスの教員は国庫から給与支給される国家公務員である。私立学校の外部試験はCAFEP Certificat d'aptitude aux fonctions d'enseignement dans les établissements privésと称されている。また、私立学校の内部試験は CAER-PC Concours d'accès à l'échelle de rémunération des professeurs certifiésと称される。

フランスのドキュメンタリスト教員はコレッジと各種リセの中等教育学校の学校図書館CDIに専任配置される。幼稚園と小学校の学校図書館BCDには、ドキュメンタリスト教員のような専任教員はいない。

日本の司書教諭は学校図書館法の第5条と附則第2項、関連する政令により、小学校・中学校・高等学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校の12学級以上の学校に置かなければならないとされて、11学級以下の学校でも置くことができる。司書教諭が学校図書館の専任になることは極めて稀で、通常は学級担任

もしくは授業担任をしながら、校務分掌の一つとして学校図書館に関わる。

以上の理由から、フランスのドキュメンタリスト教員を「司書教諭teacher librarian」と呼称することは避ける。

3. フランスの学校図書館の歴史的経緯

フランスの中等教育学校の学校図書館は1958年にパリのリセ・ジャンソン・ド・サイイに地域教育資料センターCLDP Centre local de documentation pédagogiqueが設置されたのが最初とされる。その後、資料サービス部Service de Documentation、資料情報サービス部Service de Documentation et d'Informationと呼称されて、1973年にCDIに呼称が統一された。1980年代までCDIには司書bibliothécaireと呼称される職員とドキュメンタリストdocumentalisteと呼称される学校図書館担当の教員が配置されていたが、前述したように1989年にドキュメンタリスト教員の中等教育学校教員資格CAPES ^{カペス} Certificat d'aptitude au professorat de l'enseignement du second degréが創設された。ドキュメンタリスト教員に上級教員資格agrégationは無い。ドキュメンタリスト教員は学校図書館CDIの管理運営を行うだけでなく、フランス語（国語）、数学、地理歴史、公民、生物・地学、化学、物理、現代外国語などを教える教科教員と同等の立場に立って、学校図書館の資料やインターネットの情報を活用した教育を行う。

フランスで初等教育学校の学校図書館の設置は19世紀にさかのぼる。第二帝政期に当時の公教育相ギユスターヴ・ルーランが1862年6月1日付で《初等教育学校への図書館設置》の省令を公布した。第一条には「初等教育学校に学校図書館を設置する」とあり、高さが約1.9m、幅が約1mの「戸棚図書館（Armoire-bibliothèque）」が設置された。これは「書架の設置」であり、今日のような特別教室、あるいは校舎とは独立した建物の学校図書館とは異なると考えられる。1863年6月にヴィクトール・デュリュイは公教育相に就任すると、1867年の法令で、さらに公立初等教育学校の夜間教室に通う青年たちへも図書の利用を奨めた。普仏戦争（1870-71年）後の第三共和政期、公教育相に就任したジュール・フェリーによって、学校図書館における民衆教育の政策は強化された。フェリーは1880年6月に「地方と国家による公立学校付設の民衆図書館bibliothèque populaireの増設推進に関する通達」を公布した。この通達により学校図書館としてよりも民衆教育機関としての機能が前面に押し出されて、学校図書館の機能が形骸化していった。

第一次世界大戦後、米国の裕福層が中心となって結成された児童図書館委員会が、戦場となったヨーロッパを支援する目的で、ベルギーのブリュッセルとフランスのパリに「たのしいひとときL'Heure Joyeuse」という児童図書館を開設した。その後、「たのしいひととき」図書館はフランス各地に建設され、今日でも

パリ以外にヴェルサイユにも残っていて、児童図書館として活動が続いている。パリの「たのしいひととき」は1924年にブートブリ通りに開館した。米国の図書館運営に倣い、デューイ十進分類法による排架、著者名・書名・件名目録を完備し、貸出規則を定めて貸出を行ったことにより、児童図書館サービスの理想的なモデルとなり、その後のフランスの学校図書館の活動に大きな影響を与えた。この図書館は現在、パリ市立図書館の児童サービス専門の図書館として存続している。また、パリ市は「たのしいひととき」図書館の歴史的資料と研究書を、パリ東駅の近くに2015年5月開館したフランソワーズ・サガン・メディアテック Françoise Sagan Médiathèque（パリ市立図書館の一つ）へ移送して公開している。

19世紀末から、両世界大戦を経て、20世紀前半まで、フランスの学校図書館のサービスは低迷して、児童に対するサービスは、米国の図書館サービスを提供した「たのしいひととき」図書館に及ぶものではなかった。フランスの公立図書館で本格的な児童サービスをはじめるのは1965年パリ市郊外のクラマル市に開館した「本のよろこびLa Joie par les livres」図書館であった。この図書館はル・コルビジエの流れをくむ建築家たちによって設計されて、円筒形の建物が組み合わせた形状をしている。クラマル市の「本のよろこび」図書館は2006年に安全性の問題から閉鎖されたが、2007年に「まるい小さな図書館La petite bibliothèque ronde」と名称を変えて活動を再開した。2008年、国立児童図書センターはフランス国立図書館BnF Bibliothèque nationale de Franceの傘下に入り、「本のよろこびLa Joie par les livres」という部局になっている。

第二次世界大戦後、1960年代までフランスの小学校には教室に書棚を設えた学級文庫があり、公共図書館の利用を促すことが多かった。1972年、プロヴァンス地方ヴァール県ミュイの小学校に学校図書館が設置された。1974年に前述のクラマル市の「本のよろこび」図書館職員と国立ドキュメンタシオン教育研究所の研究者が、小学校の学校図書館に関する研究を開始した。彼らは、1975年から学校文化活動促進協会ADACESを組織して、6箇所（オーセール、エヴリ、ロンヴィク、ボワチエ、ルーアン、サン・カンタン）の学校図書館の活動を試験的に支援して調査した。ADACESの研究者たちは関わった学校図書館をBCD Bibliothèque Centre Documentaireと名付けて、BCDは小学校と幼稚園の図書館の呼称となった。

1984年10月1日公布の国民教育省通達84-360号により、小学校（および幼稚園）にBCDを設置することになった。この84-360号通達は、実質的に学校図書館BCDの法規とも言えるであろう。なおBCDは義務設置ではなく、通達から30年以上経た現在でも、国内すべての幼稚園・小学校にBCDが設置されているとは限らない。

4. 情報活用能力認定証B2i

インターネットの普及以前、1980年代にビデオテックスという文字・静止画像・簡易動画を送受信するコンピュータ・ネットワーク・サービスが開始された。各国のビデオテックス・サービスにはカナダでテリドンTelidon、日本でキャプテン・システムCAPTAIN、英国ではPrestel、ドイツではBildschirmtext、イタリアではVideotelなどの名称があった。フランスではビデオテックスの一種であるテルテルTeltelの端末機ミニテルMinitel（フランス電信電話局の無償提供）の普及⁶により、1980年代に世界各国に先駆けて高度情報化社会を達成した。ミニテルで簡易な新聞記事や学位論文・学術論文のデータベース、図書館目録の情報検索のほか、鉄道・航空機・劇場のチケットの予約もできた。1990年代後半に米国発祥のインターネットが各国で次々に商用開放されると、多くの国々でビデオテックスの重要度が急速に低下したが、フランスでは米国由来の文化・技術に対する忌避意識・抵抗感からミニテルのサービスは依然と根強く支持された。フランスでは2000年以降インターネットの普及に伴い、インターネット経由のミニテルのサービスも登場したが、ついに2012年6月30日でミニテルのサービスは終了した。

要するにミニテルの広範囲な普及により、フランスはインターネットの普及が出遅れたと言われている。そこで情報通信技術（TIC）による教育へ対応するため、国民教育省は2000年11月に情報活用能力認定証B2i Brevet d'informatique et internet（正確には「情報とインターネットの活用能力」）を発表した⁷。

情報活用能力認定証B2iを導入したのはインターネットの急速な普及だけが理由ではない。当時の社会党政権のもとで教育改革（1989年7月教育基本法ジョスパン法以降）に取り組んで、コレージュと各種リセの中等教育学校の学校図書館CDIにドキュメンタリスト教員を配置して、情報活用教育を推進してきたことも付随する理由と考えられる。ドキュメンタリスト教員の配置は、情報活用教育を推進する条件整備であったとも考えられる。

2000年の時点では小学校の児童を対象にした第1段階niveau 1とコレージュの生徒を対象にした第2段階 niveau 2が発表された。その後、2006年に第1段階と第2段階の改訂があり、各種リセの生徒を対象にした第3段階が発表された。2011年12月に第1段階（小学校）と第2段階（コレージュ）の改訂案が示されて、2012年から実施された。2012年12月には第3段階（各種リセ）の改訂案が示されて、2013年から実施された。

この認定証は小学校とコレージュ、リセなどの児童生徒を対象にして、ソフトウェアと情報メディアの操作、情報検索、電子メールの操作に必要な専門的スキルがあることを教員の指導のもとでチェックリストに書き込んで、学校で児童・生徒が取得する。

教科書でインターネットを活用する個所にはB2iの表示がある。たとえば、コレージュ第6学年（コレージュ最下級生で、年齢は11歳で日本の小学校6年生に相当する）のフランス語（国語）の教科書の「他人を理解する」という単元⁸で、ジャン・ド・ラ・フォンテーヌの寓話『セミとアリLa Cigale et la Fourmi』（日本ではイソップ童話『アリとキリギリス』として知られている）とレーモン・クノの寓話『アリとセミLa Fourmi et la Cigale』が取り上げられている。それらの事前学習「読む前にPréparer la lecture」としてB2iの表示があり、「インターネットでセミ（解説、生息環境、餌、鳴き方、生存期間など）とアリ（解説、生息環境、生態、行動など）について調べてみよう」と課題を指示している。情報活用学習であるとともに、フランス語（国語）と理科（生物）の横断学習である。コレージュ第4学年（年齢は13歳で日本の中学校2年生に相当する）のフランス語（国語）の教科書⁹の「芸術と文学」という単元で、詩人ルイ・アラゴンの『幸せな愛などないIl n'y a pas d'amour heureux』を取り上げて、その詩に曲をつけたフランソワーズ・アルディの歌をYoutubeで聴いて、詩との印象の違いを比較する項目がある。さらにB2iとして、同じ詩のカヴァー曲をジョルジュ・ブラッサンス、バルバラ、ユッサー・ンドゥール、エロディ・フレジュが歌っているのも、それらを聴き、比較する課題がある。これも情報活用学習であり、フランス語（国語）と音楽の横断学習である。

表2. 情報活用教育認定証B2i第1段階小学校レベルNiveau1 (École)

2011年12月改訂版¹⁰

1. 学習の情報環境に適應する	コンピュータと周辺機器の基本的な機能について理解し、操作方法を修得する	・自分が使い、操作方法を知っている情報機器を構成する基本的な装置を指し示して、名称を言える。 ・学校のネットワークに接続して、個人認証の方法を管理・保護できる（パスワードによる個人認証、ほかの個人認証）。 ・機能を使って自分の作業スペースに自分の文書ファイルを保存し、あるいは共有できる。 ・保護された文書ファイルを発見して、開くことができる。
2. 責任ある態度を取る	利用するときの権利の基本的な規程を知り、尊重する。	・学校の情報通信システム（ICT）の規程に書かれた権利と義務について理解して尊重する。 ・自分の画像情報と個人情報尊重されて、個人データを保護する権利を持つことを知っている。 ・電子通信環境とネットワーク上の公表物では、ほかの人の権利も尊重する（侮辱的な発言、名誉棄損、個人情報の侵害、そのほかの侵害行為）。 ・ネットワーク上のサービスで書き込むときの条件を知り、考慮に入れる。どのような個人情報を送受信できるかを知っている。個人情報を保護して、また保護させる。

		・不適切な、あるいは不正にみえる内容、態度を見つけたら、担当の教員に連絡しなければならないことを知っている。 ・文書ファイルを回復させるには、どんな条件で使用上の権利を持つか確認できる。
3. データを創作し、作成し、処理し、活用する	文字情報、画像情報、音声情報のデジタル文書の作成	・文字情報、画像情報、音声情報の作成と修正ができる。 ・検索結果を活用して、個人のデジタル文書を作成できる能力を持つ。 ・文書作成（大文字にアクセント記号を付ける、句読点（コンマ、フルストップなど）の記号、段落を付けるなど）のルールを知っていて、それを守る。
	学習成果を発表するために電子情報技術を使う	・デジタル文書に変換するためにソフトウェアの機能を使う。 ・文字情報、画像情報、音声情報を一つのファイルに統合できる。 ・ファイルを印刷でき、また必要な分量だけを印刷できる。要求によって印刷の品質と分量を変更できる（下書き印刷、両面印刷、部分印刷など）。
4. 情報を得る、文書を集める	デジタル文書ファイルを読む	・いろいろな種類のデジタル文書（文献、電子教科書、電子図書など）を参照できる。 ・ハイパーテキストリンク機能やブックマーク（お気に入り）を使い、デジタル文書Webpageで参照される詳しい情報を検索し、デジタル文書Webpageをブラウジングできる。 ・さまざまなデジタル文書Webpageの情報を活用して、まとめることができる。
	電子的な方法で情報を検索する	・WebsiteのURLを入力して、ネット検索できる。 ・キーワード検索、メニュー検索ができる。
	インターネット情報の豊富さと限界を発見する	・サーチエンジンやディレクトリなどで推奨されたWebsiteや文書Webpageの的確さを評価できる。 ・インターネットで得た情報と、紙ベースの出版物や学校図書館BCDの図書などの文献資料から得た情報を比較できる。
5. 通信して、情報交換する	情報通信技術を使って情報交換する	・電子メール、ツイッター、ブログや掲示板への投稿、ソーシャル・ネットワーク、瞬間的な通信などの、さまざまな通信技術の規則を知って、適応する。 ・自分が送信したいメッセージに適した通信方法を選ぶ。 ・作成者、テーマ、作成日付、送信元、公共性などから、メッセージや情報の特徴を見出すことができる。 ・一人あるいは複数の者に対してデジタル化された文書を送受信できる。

表3. 情報活用教育認定証B2i第2段階コレージュレベルNiveau2(Collège)
2011年12月改訂版¹¹

1. 学習の情報環境に適応する	記憶装置の作業空間を使い、管理する	・ローカルでアクセスできる作業スペースとネットワークでアクセスできる作業スペースを区別する。 ・機能を使って自分の作業スペースに自分の文書ファイルを保存し、あるいは共有できる。 ・利用者やシステムの要求に適切なアクセスができるように自分の文書ファイルを保存できる。
	周辺機器を使う	・自分の要求に最も適した、あるいは最も経済的な印刷方法を選択して印刷できる。 ・外部の周辺機器を使うときの危険性に注意する。
	ソフトウェアとサービスを使う	・データファイルを取り扱うときに適したソフトウェアやサービスを検索し、選択できる。 ・ファイルを登録するときに書式を修正でき、失敗した場合は最適な方法を実行できる。
2. 責任ある態度を取る	利用するときの権利に関する基本的な規則を知って守る	・デジタル情報の利用に関する法律について次第に考えを深めて、情報を集める。 ・学校の規約を知り、規則を理解して署名した。 ・ほかの利用者のことも考えて、設置された情報源となる資料・サービスを学習のために使う。 ・電子通信環境ではほかの人の権利も尊重する。 ・不適切な、あるいは不正にみえる内容、態度を見つけたら、教員、CPE（生徒指導職員）*後述、保護者などの大人に連絡しなければならないことを知っている。
	自分自身とデータを保護する	・個人データが何であるか知っている。それがCNIL（フランスの情報処理・データと自由に関する法律）が定めていることであり、最重要事項であることも知っている。 ・ネットサービスを使うときに、個人情報の使用、送信、停止に関する条件を知ることができる。 ・セッションを開き、閉じることができる。 ・パスワードによる個人認証の方法を管理できる。 ・情報を受信、相互に通信、あるいは送信するのに使うアプリケーション・ソフトウェアの機密性の規約に従って調整できる。 ・複数の電子メールのアドレスや複数の個人の送付先を設定して、利用することができる。 ・サイバー・ハラスメントを受けたときに大人の助けを求める。
	情報とその利活用に対して批判的精神を示す	・図表、地図、画像、自動校正など、デジタル処理した結果の信憑性を確かめる。 ・さまざまな情報源を比較して、確かな情報を一致させることができる。 ・風評と間違った情報が伝わり広がる現象を理解する。

	問題点を知り、規則を守って協働作業に参加する	・情報活用能力を協働作業するサービスに活かす。
3. データを創作し、作成し、処理し、活用する	文書をページにキー入力して作成する	・文書をキー入力するだけでなく、文書処理の書式設定の機能を使って、一定の書式で入力できる。 ・文章作成の規則を守る。 ・ソフトウェアの校正機能によって示された候補を分析する能力を持っている。
	画像情報、音声情報、動画情報を処理する	・伝達の目的に応じて、画像情報、音声情報、動画情報の修正ができる。 ・画像情報、音声情報、動画情報を取り込んで、デジタルファイルに統合する処理過程の方法を身につけている。
	文書は発表を想定して目的にあった機能で編集する	・一覧表、図表、モデル化などで文書をわかりやすく構成する。 ・さまざまな構成要素を一つの文書にまとめる。 ・データからグラフを作成して、表計算、文字情報、プレゼンテーションソフトのスライドなどの文書ファイルに挿入できる。 ・インターネット上に公表するとき、作成した情報の使用の条件（たとえば、使用許可の要件）を自分で選べる。 ・最大限の容量まで保存できる書式を選ぶことができる。
	仮想状況なのか、現実に基づく状況なのかを区別する	・情報を取り扱うときに仮想の状況と現実に基づく状況を区別できる。 ・その条件で得られた事実と解釈に基づく結果に関連する状況を明確に説明できる
4. 情報を得る、文書を集める	文字情報による簡単な方法で文献情報データベースを検索する	・文献情報を効率よく検索するために、<u>学校図書館CDI</u>や<u>公立図書館などの目録システム</u>を使える。 ・サーチエンジンの基本的な機能を使える。 ・検索式を工夫して質問に対する検索件数を制限できる。
	情報源を識別し、選別し、評価する。	・インターネットのWebpageに現れる検索連動・コンテンツ連動型広告とバナー広告を見分けることができる。 ・情報を批判的に用いること、その妥当性を確認する。 ・情報の発信源を知り、情報源、日付などの情報とその信頼性と有効性を検証することができたら、各項目を書きとめる。
	必要とする情報を探索して、選択する	・電子化された教科書、電子書籍などで、情報検索を効率よく行うためにデジタル化された文書のしくみを活用できる。 ・検索結果を選び、論拠を示して正当化できる。 ・動画や音声を含んだRSSやbaladodiffusionなどのPodcastのような情報を定期的に読むことができる。

5. 通信して、 情報交換する	書き込む、送信 する、情報を広 める、公開する	・チャット、SMS、メーリングリスト、電子メールなど最適なコミュニケーション手段を選ぶ。自分の個人情報、あるいはほかの人の個人情報を含む内容なのか、広く多くの人に伝えてもよい内容なのかを判断できる ・要請があったときに異なった手段を使って対処できる。 ・多様な意見を尊重し、ほかの人の個人情報の尊厳について、ネットワーク上で、Web上で表明できる。規則を守って、意見を言うことができる。 ・受け取った情報を機械的に、また直ちに、ほかの人たちに送り返さない。適切に対処する。 ・ほかの人が作成した情報源に基づく文書を、法律を守って公表できる。
	意見、添付ファイル付きのメッセージを受信する	・規則を守って電子メール、掲示板、ソーシャル・ネットワークなどのメッセージを参照できる。 ・思いがけない、身元不明のメッセージを受け取ったときには、慎重にじっくり考える態度を取る。 ・受け取ったメッセージの添付ファイルを慎重に取り扱える。 ・受け取った情報を件名ごとに整理できる。
	実際のコミュニケーションとネットワークのコミュニケーションの特徴を活用する	・ソーシャル・ネットワーク上の自分自身のあり方とソーシャル・ネットワークを使うことに関しては批判的に考える。 ・インターネットで自分の考えを伝えるときには、自分のことを明らかにして、適切な言葉のレベルを考えて使う。特に、広く公表するものか、私的なものか、職業上のことか、個人的なことかによって、コミュニケーションに適切な言葉使いを理解している。 ・ソーシャル・ネットワークやGPSシステムを使うときには、自分自身やほかの人たちに及ぼ予想される結果について良く考える。

表4. 情報活用教育認定証B2i第3段階リセレベルNiveau3 (Lycée)

2013年改訂版¹²

第1領域 学習のデジタル環境に適応する	チェック欄	教員による認定
1.1 異なった状況（共用、私的、専門的、個人的）でも適応して自己認証を確立できる。		日付： 教科： 教員名：
1.2 オンラインのアプリケーションと電子情報サービスで指示に従って項目（パスワード、履歴の管理、公式化されたデータなど）を入力できる。		
1.3 Web上で提供された電子情報サービスの機密のレベルと入力項目を規則にしたがい変更して、修正点を確かめられる。		

1.4	電子情報サービス（電子メール、ソーシャル・ネットワーク、RSSなど）に入会・退会登録する。		
1.5	使っている電子情報サービスと情報源で商業的な要素を認識できる。		
1.6	コードとプログラミング（オープンソースのプログラミング言語の多様性において）に関連する問題点を認識でき、使用上の問題が生じたときに対応できる。		
1.7	情報検索しているときに個人情報（入力フォーム、あるいはCookie）が収集されていることに気がつく。		
第2領域 責任ある態度をとる			
2.1	情報と自由の法律から導かれた重要な原則（情報へアクセスし、データを更正、消去、異議申し立てする権利、法律の合目的性、妥当性、均衡）を理解して尊重できる。		
2.2	オンライン上の電子情報サービスの状況（GPSの位置情報の認識、あるいは情報やアプリケーションの共有を使用するか、否か）を理解して対処できる。		
2.3	デジタル情報（Google buzzやhoaxなどの掲示板への書き込み）の利用に関して、意見を規則にしたがって書き込むことができる。		
2.4	ハンドルネームを使って作成した物に責任を持てる。		
2.5	作成者と知的財産の権利を尊重してWeb上の情報を利用できる。		
第3領域 デジタル情報の資料を作成、処理、活用、伝達する			
3.1	文書処理の基本的な機能を身につけている。		
3.2	情報を取り扱うときに模擬実験なのか、現実のモデル化なのかを識別する。つまり、得られた結果に関連する実態なのか、解釈による結論なのかを明確にする。扱ったモデルの本質とその実用性の限界を認識する。		
3.3	文書ファイル全体（リスト、様式など）を構成する。文書作成のモデル、テンプレートを再び活用して作成する。文書ファイルに書誌情報（脚注、作成日、ページ数）を自動的に挿入できる。		
3.4	転送・公表可能な、さまざまな要素の含まれるデジタル文書ファイルを作成して修正できる。自分の考えに適した表現方法を選択できる。		
3.5	あとから修正のできる方法を使える。		
3.6	その文書ファイルのメタデータ（タイトル、作成者、作成日など）を修正できる。		
3.7	扱った情報に応じて表現方法を選べる。		
第4領域 情報検索を計画的に行う			

4.1	検索の目的、使うツール、検索方法を明確にして、検索の過程を構築できる。		
4.2	最新のデジタル情報で最新のツール（アラート、RSS、お知らせ、podcast）を使える。		
4.3	適正な情報を閲覧するために必要な限り検索エンジンを使う際、フィルタリングをする。		
4.4	検索エンジンの情報の選別基準を知っている。		
4.5	文書ファイルを用いるために、記録された情報を使って作成されたときの情報を探して認識できる。		
4.6	作成されたときのデジタル文書ファイルを含めて書誌情報を作成できる。		
第5領域 ネットワークで情報通信・学習活動を行い、協働作業する			
5.1	情報にアクセスする基準を考えて、行動することを理解している。		
5.2	情報通信のレベルに応じて表現の種類を変えることができる。		
5.3	生徒自身が作成したものではない情報源に基づく文書ファイルを公開する場合は、規則（引用に関する権利、著作物の利用許諾など）を尊重する。		
5.4	デジタル協働作業のツール（協働作業サイト、wikiなど）に相互協力と研究協力の基本理念に基づいて参加する。要求に適した協力の方法を選択できる。		
5.5	公開のレベル（共用、私的、専門的、個人的）を認識して、自分の意見を表明できる。		
5.6	相手の立場を尊重（ネチケット）して、オンラインの論議に参加できる。		

情報活用教育認定証B2iと学校図書館BCD・CDI、ドキュメンタリスト教員の関係性について触れる。

情報活用教育認定証B2iの第1段階小学校レベルの「4. 情報を得る、文書を集める」では、「インターネットで得た情報と、紙ベースの出版物や学校図書館BCDの図書などの文献資料から得た情報を比較できる。」とある。同様に第2段階コレッジレベルの「4. 情報を得る、文書を集める」では、「文献情報を効率よく検索するために、学校図書館CDIや公立図書館などの目録システムを使える。」とあり、かならずしも情報活用教育認定証B2iがコンピュータの情報システム、インターネットの活用のみをめざしたものではないことがわかる。学校図書館・公立図書館の資料と検索システムの活用も視野に入れている。第3段階リセレベルの「第4領域 情報検索を計画的に行う」では、学校図書館CDIについて

触れてはいないが、情報検索の指導は教科教員だけでなく、ドキュメンタリスト教員も関与して行う。

2013年7月の国民教育省令¹³において、ドキュメンタリスト教員に求められる専門的資質・能力（コンペタンス）が4つの領域にわたって叙述されている。第1領域では「情報メディア教育の知識と専門的資質・能力（コンペタンス）を修得する」とあり、第3領域として「資料センターの管理とともに学内の情報活用の推進に向けて責任を持つ」とあり、情報活用能力認定証B2iへの直接的な言及は無いが、学校図書館CDIの管理運営とともに情報活用教育に関与することが求められている。

生活指導職員（主任）CPE conseiller principal d'éducationは中等教育学校のコレージュ・リセに配置される正規職員で、生徒の遅刻・早退をはじめとして生徒の個別相談・保護者面談、生活指導を担当する¹⁴。学校の職員構成の一員であり、現在は教職大学院ESPEで養成される。フランスの中等教育学校では日本の学校のように教員が生徒指導を校務分掌として担当しないので、教員は教科教育に専念できる。生活指導職員CPEは情報モラルの面から、ドキュメンタリスト教員とともに情報活用教育に関わる。学校の規模によって、CPEのほか、期限付き雇用職員として生徒監督者surveillantが複数配置されることがある。多くの場合、教員資格取得を志望する若年層であり、教科教員・ドキュメンタリスト教員・生徒指導職員CPEとともに教科指導・情報活用教育に関与する。

教員（ドキュメンタリスト教員も含む）が情報活用能力を児童生徒に指導するためには、教員自身がその能力を習得する必要がある。フランスでは2003年の新学期から大学の学士課程と大学院の修士課程の学生を対象に、高等教育における情報活用能力認定証C2i Certificat informatique et internetの取得を義務付けた。大学の学士課程の学生には第1段階niveau 1^{15, 16}、大学院の修士課程の学生には第2段階niveau 2があり、第2段階は課程の専攻分野に応じて分かれている。教職課程向け情報活用能力認定証C2i2e Certificat informatique et internet niveau 2 - Enseignantは2004年に創設された。高等教育における情報活用能力認定証C2iは、初等中等教育のB2iのチェックリストの記入とは異なり、年2回、セメスター毎の試験で認定される。

5. 日本の情報モラル教育との比較

わが国でもフランスと同様に学校教育で情報活用に関する取り組みが行われている。時系列に示すと以下ようになる。

平成2年7月 文部科学省『情報教育に関する手引き』

平成14年6月 文部科学省『情報教育の実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引き」』

平成19年3月	『『情報モラル』指導実践キックオフガイド』
平成20年3月	学習指導要領 発達の段階に応じた情報モラル教育の必要性や具体的な指導
平成20年7月	文部科学省通知 「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」
平成20年7月	「教育振興基本計画」 地域・学校・家庭における情報モラル教育の推進
平成21年4月	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成22年10月	「教育の情報化に関する手引き」

文部科学省委託事業でコンピュータ教育開発センターが作成した『『情報モラル』指導実践キックオフガイド』¹⁷には「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」、「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、「公共的なネットワーク社会の構築」の領域が示されている。同資料では、「日常モラルの側面・心を磨く領域」として「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」、「公共的なネットワーク社会の構築」を、「安全教育の側面・知恵を磨く領域」として「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、「公共的なネットワーク社会の構築」を掲げている。

さらに同資料には「別紙1情報モラル指導モデルカリキュラム表」が示されている。これは文部科学省生涯学習政策局情報学習課のウェブページ¹⁸にも示されている。この表に示された項目には、フランスの情報活用能力認定証B2iの項目に酷似する点が少なくない。たとえば、「情報社会の倫理」L5：高等学校の「b5-1: 個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する」「b5-2: 著作権などの知的財産権を理解し、尊重する」は、上記の情報活用能力認定証B2i第3段階リセの「2.5 作成者と知的財産の権利を尊重してウェブ上の情報を利用できる。」とほぼ同様である。

しかしながら、日本の情報モラル教育では、インターネットにより提供される情報ネットワークシステムの活用について消極的な姿勢が見られる。フランスのB2iの「第3領域 デジタル情報の資料を作成、処理、活用、伝達する」「第4領域 情報検索を計画的に行う」のような、情報システムの具体的な利用の児童・生徒への指導について欠落している。もっとも日本の情報モラル教育が主眼であるから、情報システムの具体的な利用については触れないのも当然と考えられるが、進展するソーシャル・ネットワーク・サービスSNSの活用を積極的に取り入れる必要がある。

その一方で「心を磨く」、換言すれば情報システムの精神面への影響と、「情報システムの健康面への影響」を強調している点は、フランスの情報活用能力認定

証B2iと対照的である。「心を磨く」という大項目が「情報社会の倫理」「法の理解と遵守」という項目に論理的に結びつくのか、いささか疑問である。そもそも「法を守ること」が心の問題といえるのか、十分な論拠を見いだせているとは思えない。フランスの情報活用能力認定証B2iには、コンピュータの使用による健康への影響は触れられていない。

フランスの情報活用教育と日本の情報モラル教育を比較してみた。両者ともに情報通信ネットワークでの個人の権利の保護、知的財産権（著作権）の尊重など類似点は少なくない。フランスの情報活用能力認定証ではインターネット検索、ソーシャル・ネットワーク・サービスの活用などの具体的な利用方法に触れているが、一方、日本の情報モラル教育では「心を磨く」「健康面への影響」、言い換えれば情報通信ネットワークによる精神的・肉体的問題が際立つ。精神的問題と法の遵守を結びつける点は論理的な解釈と言えないなどの問題が残る。

6. 総合的横断学習とコレージュ改革をめぐる

岩崎¹⁹によれば、フランス語圏における「学際的な学習interdisciplinarité」の概念は1950年代に生まれて、フランス教育界では1970年代から受け入れられたという。岩崎が論じた「学際的な学習interdisciplinarité」には高等教育で用いる「学際的」という表現が用いられているが、初等中等教育では「教科横断学習」と訳すのが適切と考え、以降は教科横断学習とする。

教科横断学習といえば、フランスの小学校の低学年CP（1年生）とCE1（2年生）が学ぶ「世界の発見Découverte du monde」²⁰がある。ちょうど日本の小学校低学年が学ぶ生活科に相当して、身の回りの世界に関心をもって理科と社会科を学ぶ。小学校低学年のCPとCE1は年間360時間のフランス語（国語）と年間180時間の算数（数学）に重点が置かれて、理科と社会科は「世界の発見」（年間81時間）で学び、学校図書館BCDの資料を活用し、情報活用能力認定証B2iに示された項目についても学習する。

フランスでは1970年代末期から1980年代までにPACTE Projets d'Action Culturelles, Techniques et Éducatives、さらに発展したPAE Projet d'action éducativeなどの教科横断学習が試みられてきた。

総合的な教科横断学習、あるいは情報を活用する学習は2000年前後に教育政策として開設された。時系列に示すと次のようになる。

- 1999年 公民教育ECJS Éducation civique, juridique et sociale
- 2000年 個別学習 TPE Travaux personnels encadrés
- 2001年 専門教科横断学習PPCP Projets pluridisciplinaires à caractère professionnel
- 2002年 発見学習IDD Itinéraires de découverte

2016年 教科横断型実践教育 EPI Enseignements pratiques interdisciplinaires

1999年から普通科リセ第2学年（日本の高等学校1年生に相当）に導入された公民教育ECJS *Éducation civique, juridique et sociale*は若年層の政治への参加意識の低下と倫理観の希薄化を防ぐことが目的である。今日ではリセ第2学年から最終学年まで、公民教育ECJEに週30分間の割り当てがある²¹。生徒たちが主体的に取り組み、学校図書館CDIの資料（電子書籍も含む）・インターネットのWeb情報を活用して、生徒自身が選んだテーマについて情報を収集して、レポートを作成する。生徒が選択するテーマには「スポーツのルール」「自然保護・環境問題」「薬物依存」がある。市民教育（シティズンシップ教育）の一環である。試験などで数値化した成績は無い。

2000年から普通科リセ第1学年（日本の高等学校2年生に相当）に導入された個別学習TPE *Travaux personnels encadrés*は、生徒個人の興味関心に基づきテーマを設定して、教科を横断して探究する学習で、週平均1時間²²、あるいは3ヵ月12週にわたって週2時間²³、2人から3人の小さなグループで、学校図書館CDIの資料（電子書籍を含む）・インターネットのWeb情報を活用して、レポートを作成する。レポートは紙ベースでも、動画、ソーシャル・ネット・ワーキング・サービス（SNS）でも作成可能である。普通科リセでは第2学年から進学する大学の専攻科目によって、自然科学系・社会科学系・人文科学系のコースに分かれるが、全てのコースに割り当てがある。学校によっては時間割を調整して週2時間で12週実施することがある。

2001年から職業リセで導入された専門教科横断学習PPCP *Projets pluridisciplinaires à caractère professionnel*²⁴は、個別学習のTPEの職業リセ版である。職業リセでは将来の職業に応じて服飾・装身具、介護福祉、理容などの履修コースがあり、専門に学ぶ分野の教科と他の基礎教科（フランス語、数学、歴史地理、生物地学、物理化学など）を関連づけて、学校図書館CDIの資料（電子書籍を含む）・インターネットのWeb情報を活用して、レポートなどを作成する探求型学習である。

個別学習TPEと専門教科横断学習PPCPは卒業要件であり、それぞれバカロレア・職業バカロレア取得の要件になっている。

2002年からコレージュの第5学年と第4学年（日本の中学1年生と中学2年生に相当する）で導入された発見学習（原義は「発見の道程」）IDD *Itinéraires de découverte*²⁵は教科横断学習である。第5学年では週2時間、第4学年では週1時間の割り当て²⁶があり、個別学習TPEと専門教科横断学習PPCPと同様に、学校図書館CDIの資料（電子書籍を含む）・インターネットのWeb情報を活用して、レポートなどを作成する探求型学習である。大きなテーマは「自然と人体」「芸術と人間性」「言語と文明社会」「科学と技術」であり、生徒はトピックを選んで探

究して、成果物（レポートなど）を発表する。2クラス合同で学校図書館CDIを使って、教科担任2名にドキュメンタリスト教員が関与する。日本で2003年度から始まった総合的な学習の時間も時間を短縮する傾向があり、発見学習IDDも同様に教員の負担と時間がかかる割には効果が得られないという理由から、近年では実施しない学校が多かった。

2015年、ナジャト・ヴァロウ・ベルカセム国民教育大臣が2016年新年度（9月）から開始する「コレージュ改革」²⁷を公表したことで、2015年5月に教員のストライキが起きて、新聞などのマスメディアが「学校戦争」と書き立てるほど大きな論議を呼んだ。今回のコレージュ改革は「確かな達成のために確かな学力を *Mieux apprendre pour mieux réussir*」をスローガンに掲げて、就学者の20%がコレージュの修了証書を取得せずに離脱する現状を改善することが主眼である。この改革にはさまざまな側面がある。年間の授業時間数を増やす。情報社会への対応としてデジタル機器を積極的に導入する。現代外国語（英語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語など）の学習を重点化する。当初は排除という意向だったが、伝統的な古典教育を重んじる保守勢力からの批判を受けて、ラテン語・ギリシア語の古典語をコレージュ第5学年から第3学年（日本の中学1年生から3年生まで）にわたって、自由選択科目ではなく、時間数を縮減して学習することになった（ラテン語・ギリシア語の古典語教育に関しては賛否両論あり、現代外国語を重視する立場からは「死語に等しい」古典語は無用とされて、伝統教育を重んじる立場からは古典語教育を重視する）。

2016年新学期からのコレージュ改革で学校図書館CDIとドキュメンタリスト教員に深く関わると考えられるのは、多くの学校で実施されなくなった発見学習IDDに代わって、新たに実施される教科横断型実践教育 *EPI Enseignements pratiques interdisciplinaires* であろう。コレージュ第5学年から第3学年（日本の中学1年生から3年生）までが週3時間学習する。教科横断型実践教育EPIで学ぶテーマは8分野からなる。

教科横断型実践教育 EPI 2016年～	発見学習 IDD 2002年～
人体と健康、福祉、安全性 環境保護と持続的発展 芸術的文化と創造 古典社会の言語と文化 外国と地方の言語と文化 科学と技術、社会 情報、コミュニケーション、市民性 経済社会と専門的職業	自然と人体 芸術と人間性 言語と文明社会 科学と技術

表5. 教科横断型実践教育EPIと発見学習IDDと対照表

教科横断型実践教育EPIの「古典社会の言語と文化」では、古典社会の古代ギリシア・古代ローマの社会・文化を歴史とともに、古典語科目ギリシア語・ラテン語も含めて横断的に学ぶことになる。また、「外国と地方の言語と文化」では、現代外国語、海外県の言語であるタヒチ語、フランス各地の地方語（コルシカ語、ブルトン語など）を横断的に学習する。

これまで述べてきた総合横断学習のほかに、小学校・コレッジ・リセのフランス語（国語）の単元に「芸術の歴史HIDA Histoire des arts」がある。これは文学作品の歴史的な背景と当時の芸術作品との関連性を探究する学習である。たとえば、コレッジ第4学年（日本の中学2年生に相当）のフランス語の教科書では、ヴィクトール・ユゴーのレ・ミゼラブル²⁸が取り上げられているが、その背景となる19世紀前半の歴史と社会を学びながら、レ・ミゼラブルに関連する芸術作品、バンドデシネBande dessinée（フランスのマンガ）、映画作品についても学ぶ。教科のフランス語（国語）と文学を学ぶとともに、教科の歴史と芸術を横断的に学ぶ。こうして文学作品を多角的に捉えて学ぶ。

こうした教科を横断する学習では、学校図書館CDIの資料（電子書籍も含む）とインターネットのWebpageの情報も活用する。教科教員だけでなく、ドキュメンタリスト教員も関わる。

7. 結語

今日、2000年代からフランスでは情報活用能力認定証B2iを通して情報活用教育を行っている。さらにリセの個別学習TPEをはじめとした総合的教科横断学習を促進してきている。初等教育学校の幼稚園と小学校には学校図書館BCDがあり、中等教育学校のコレッジとリセには学校図書館CDIがあり、CDIにはドキュメンタリスト教員が配置されている。ドキュメンタリスト教員は教科教員とともに情報活用教育と総合的教科横断学習を行っている。コレッジでは2016年新学期9月から新たな教科横断型実践教育EPIが始まる。教育改革に伴い、ドキュメンタリスト教員の活動に期待される。

【謝辞】2015年3月から9月まで國學院大學の国外派遣研究員として、フランス共和国ブルターニュ地方レンヌ市のブルターニュ教職大学院ESPEへ赴いた。ブルターニュ教職大学院ESPEのJocelyne Menard先生には滞在中、研究指導して頂いた。ブルターニュ教職大学院ESPEのAude Pascoët先生、レンヌ第2大学のJean-Paul Thomas先生とSolenn Dupas先生、ブルターニュ教職大学院ブレスト校のJacques Kernéis先生には大学院の講義の出席を認めていただき、ドキュメンタリスト教員の養成について多くの知見を得た。試補教員として実務実習をしていた大学院生、教員採用試験に向けて懸命に勉学に励んでいた大学院生と交流がで

きて、極めて有益な研究体験ができた。2004年の初めての訪問以来、快く学校図書館の見学を受け入れてくれたコレージュ・ジョルジュ・ブラスサンスのドキュマンタリスト教員Sébastien Cordorie氏に感謝したい。名前をすべて挙げることはできないが、研究生活を支えてくれた数多くの人たちに深く感謝申し上げる。

注

- 1 須永和之「フランスの学校図書館BCDとCDI」『國學院雑誌』 vol.105 no.6, 2004. 6, p.1-12
- 2 須永和之「フランスのドキュマンタリスト教員の養成と採用」『現代の図書館』 vol.53 no.1, 2015.3. p.25-31
- 3 須永和之「フランスの学校図書館 : Les bibliothèques scolaires en France : BCD, CDI et TICE」『日仏図書館情報研究』 no.38, 2013.11, p.26
- 4 パリ読書センター <http://centre-lecture-bcd.com/> [参照2016.8.15]
辻由美『読書教育』 みすず書房 2008. p.13-19
- 5 op.cit. 5) p.26
- 6 清水裕子「フランスのビデオテックス : 図書館とのかかわり」『日仏図書館情報研究』 no.14, 2008, p.21-40
- 7 BO no 42 du 23 novembre <http://www.education.gouv.fr/bo/2000/42/encart.htm> [参照2016.8.15]
- 8 Potelet, Hélène. *Français 6^e*. Paris : Hatier, c2009. p.212-213
- 9 Potelet, Hélène. *Français 4^e*. Paris : Hatier, c2011. p.270-271
- 10 http://media.eduscol.education.fr/file/Certification_B2i/82/6/Referentiel_B2i_ecole_decembre_2011_202826.pdf [参照2016.8.15]
- 11 http://media.eduscol.education.fr/file/Certification_B2i/19/8/Referentiel_B2i_college_decembre_2011_201198.pdf [参照2016.8.15]
- 12 http://cache.media.eduscol.education.fr/file/Certification_B2i/27/1/b2i-NivLycee_201271.pdf [参照2016.8.15]
- 13 教職員の養成に関して：教職員の専門的資質・能力（コンペタンス）の2013年7月の国民教育省令Référentiel des compétences professionnelles des métiers du professorat et de l'éducation NOR : MENE1315928A arrêté du 1-7-2013 - J.O. du 18-7-2013 http://www.education.gouv.fr/pid25535/bulletin_officiel.html?cid_bo=73066
- 14 フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版 2009. p.214-216
- 15 Maniez, Dominique. *Prépare et réussir le C2i niveau 1*. Paris : Dunod, c2009. p.1-10
- 16 Jeannin, Laurent. *Réussir son C2i niveau 1*. Paris : Pearson Education France, c2010. p.9-11
- 17 <http://kayoo.org/moral-guidebook/> [参照2016.8.15]
- 18 情報モラル指導モデルカリキュラム表
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2010/09/07/1296869.pdf [参照2016.8.15]
- 19 岩崎香代「フランスにおける“総合的な学習”における動向」『諸外国の総合的学習に関する研究』国立教育政策研究所. 2001.3. p.107-125 [参照2016.8.15]
http://www.nier.go.jp/kiso/kyouka/PDF/report_04.pdf
- 20 Auduc, Jean-Louis. *Le système éducatif français aujourd'hui : de la maternelle à la Terminale*. Paris : Hachette, c2013. p.161
- 21 Ibid. p.111

- 22 Ibid. p.111-115
- 23 Favard, Suzanne, Jeanguyot, Suzanne. Travaux personnels encadrés : partage d'une expérience. Grenoble : CRDP de l'académie de Grenoble, 2005. p.13. (Innovation)
- 24 op.cit. 20) p.107
- 25 Grappin, Anne-Marie. Itinéraires de découverte : le goût d'apprendre. Grenoble : CRDP de l'académie de Grenoble, 2004. p.11-45. (Innovation)
- 26 op.cit. 20) p.96-97
- 27 2016年のコレージュ改革<http://www.education.gouv.fr/pid32484/college-2016-tout-savoir-sur-reforme.html> [参照2016.8.15]
- 28 op.cit. 9)